

障害者配慮

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「[障害者差別解消法](#)」が制定されています。

「[障害者差別解消法](#)」は、行政機関等がその事務を行うに当たり、障害を理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに「[不当な差別的取扱いの禁止](#)」、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない「[合理的配慮の提供](#)」としています。

裁判所においても、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進を図っていくために、政府が定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、裁判所職員が適切に対応するために必要な要領（「[裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領](#)」）を定めています。そのため、裁判官を含む裁判所職員一人一人が、その職務を遂行するに際し、合理的配慮の提供が自らの業務となることを認識し、対応する必要があることから、上記対応要領等の理解を深めていただきたいと考えています。

▶ [基本的な考え方～適切な対応をするために～](#)

※内閣府ウェブサイト「[障害を理由とする差別の解消の推進](#)」も参考にしてください。

障害者対応事例集

全国の裁判所から報告があった対応事例から参考になるものを掲載した事例集です。

よくある事例

関連する通達・通知等

● 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について

裁判所では、平成28年3月25日の最高裁判所裁判官会議により「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、障害を理由とする差別の解消等に取り組んできました。令和6年3月27日の最高裁判所裁判官会議により対応要領が改正され、同年4月15日から実施されることとなりました。主な改正点は次のとおりです。

▶ [主な改正点](#)

● アンケート結果について

対応要領の改正に先立って実施した「障害者配慮に関するアンケート」の結果とそれを踏まえた対応を説明します。

- ▶ [アンケートの結果等について（説明スライド）](#)
- ▶ [職員の意見・アイデア](#)

● よくある事例

NO.	障害部位	具体的な相談内容	対応内容
1	身体	自家用車で裁判所に行きたいが、手続き中、車を停めるところはあるのか。	裁判所構内に駐車スペースを用意した。
2	全	障害があるため、決められた法廷（手続室）まで辿り着けるか不安である。	来庁したとの連絡を受け、裁判所内を付き添って法廷等まで案内した。
3	聴覚	意思疎通に不安がある。	・ホワイトボード、紙、筆記具、補（助）聴器、筆談器、ワイヤレスマイク、ワイヤレス通訳システムを使用したり、期日間の連絡手段としてファクシミリやWebメールを利用した。 ・通常、口頭で行う案内を紙にメモして渡した。

NO.	障害部位	具体的な相談内容	対応内容
4	全	庁内にある器具や設備を利用したい。	車いす、補聴器、拡大鏡を貸し出したり、電源や磁器ループを使用して手続を行った。
5	身体	調停期日の当事者から体が不自由で移動が辛いとの申出があった。	調停室兼待合室を確保し、調停委員会が部屋を往來した。
6	聴覚	・手続を筆談により実施してもらいたい。 ・広い法廷では声が聴きとりにくい。	RT法廷を使用した。
7	身体	・車椅子で出頭するため、エレベーターがないと2階に上がれない。	1階にある（R T）法廷や調停室を利用した。
8	全	親族、保佐人、入居施設職員など障がい者の理解を援助する者の期日への同席（法廷での当事者席を含む。）を認めてもらいたい。	補佐人や代理人として許可したり、情報管理に留意することを条件に補助者、付添人、介添人として期日への同席を認めた。
9	聴覚	手話通訳人を同行するので期日への同席を認めてもらいたい。	情報管理に留意することを条件に同席を認めた。
10	全	障がいの特性や通院日に配慮してもらいたい。	期日指定の際に、申出を踏まえて配慮した。
11	視覚 聴覚 精神	口頭で一度に説明されても理解できないことがある。	ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容を理解されたことを確認しながら対応した。
12	精神	他人との接触や多人数の中にいると緊張したり、発作等が起きる可能性があるため、適宜別室等の準備や休憩場所を確保してほしい。	別室や人目のつかない場所に待機場所を用意した。
13	身体	車椅子で傍聴したい。	・部屋内で車椅子での移動しやすさを踏まえ、1階（広い部屋）で期日を実施した。 ・傍聴席を取り外して車椅子用のスペースを作った。
14	全	障がいを有する傍聴人が多数いるが、専用の駐車区画等が足りない場合は配慮してもらえるのか。	通常、障がい者専用区画とされていない部分を変更して利用した。
15	身体	車椅子を使用しているが、庁舎内等に段差がある場合に補助してもらいたい。	キャスター上げの補助やスロープがある場所への誘導等の補助を行った。
16	身体	書類を記載する際に書面を押さえてもらいたい。	職員が書類等を押さえたり、バインダー等の器具を貸し出した。
17	全	自分で字を書くことができない。	・職員が内容を聞き取り、本人に読み聞かせの上、代筆した旨を余白に付記した。 ・簡裁民事事件、民事調停事件、家事調停事件及び家事審判事件において訴状及び申立書の記載内容は代筆し、署名・押印のみ本人に行わせた（準口頭受理）。
18	全	定められた期限内に書面を作成できない。	提出期限を延長した。
19	身体	被告人の足が悪く出廷につき介助等が必要である。	通常の身柄出入口ではなく、スロープのある出入口を遮蔽等を行ったうえで入退庁させた。庁舎内の身柄専用通路以外の移動についても一般来庁者の目に触れないように配慮した。
20	視覚	送付された書類の字が小さくて見えない。	通常のフォントよりも拡大して文書を作成した。
21	身体 精神	長時間体を起こしておくことができないため、手続中や休憩時間に横になれるよう配慮してほしい。	手続中に横になるための長椅子を法廷内に設置
22	聴覚	聴覚又は発声に障がいがあるため、釋問の際には配慮してほしい。	・質問時には、質問事項をPC入力してモニターに表示させたり、質問事項をあらかじめ紙に筆記しておき、それを書画カメラを使用してモニター表示させるなどの方法をとった。 ・回答時には、回答内容を紙に筆記してもらい、書画カメラを使用してモニター表示した。
23	聴覚	手話通訳人を手配してほしい。	自治体の派遣事業や障がい者協会などに派遣の可否を確認し、可能な場合は相談者に同手続を紹介した。

●関連する通達・通知等

障害者配慮に関する通達や通知等についてのリンクです。

区分	標題	内容
通達	裁判所における障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応要領について（28.3.24総一第346号事務総長通達）	標記の対応要領が別紙のとおり定められたので、これによるように指示する内容

区分	課題	内容
通達	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の事務の取扱いについて（28.6.29総務第一第804号総務局長依命通達）	対応要領記載の報告の方法について定めるもの
通知	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（28.3.24総一第347号総務局長通知）	裁判事務においても対応要領に沿った手続の実現が図られるよう依頼するもの（主に裁判官向け）
通知	発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布等について（28.8.1総一第856号総務局長通知）	法改正の内容とそれに沿った配慮、研修等が実施されるべきである旨伝えるもの
書簡	総務局長・民事局長・刑事局長・行政局長・家庭局長事務取扱書簡（平成26年9月29日付け「当事者等に対する点字文書の交付等について」）	裁判員裁判実施中に整備された点字翻訳機器の利用方法に関するもの
書簡	事務総長通達「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」の発出に伴う研修の実施について（28.3.25総務局長書簡）	対応要領に沿った研修の実施についての内容
書簡	発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布等に伴う研修の実施について（28.8.1総務局長書簡）	法改正及びそれに沿った研修を実施すべき旨を記載したもの
事務連絡	裁判所を利用する障害者（失語症者）への配慮について（27.3.17総一課長等事務連絡）	最高裁判所に対し、特定非営利活動法人日本失語症協議会から失語症への理解と失語症者に対する配慮を求める申し入れがあり、失語症に対して配慮を求める内容
事務連絡	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の実施について（28.6.10総務局長事務連絡）	不適切事例があったため、実施について再度確認を求めるもの
事務連絡	発達障害に関する理解を深めるための研修等の実施について（29.3.21総一課長事務連絡）	発達障害者支援センターの職員を招いて研修をするべきことなどについて
事務連絡	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領による障害者等の相談窓口における配布リストの運用方法等について（5.9.11総一課長事務連絡）	障害者相談用配布リストの運用に関するもの
事務連絡	障害差別相談等の内容等に関する報告事務の取扱いについて（1.11.15総一課長事務連絡）	対応要領記載の報告につき、全件を報告する必要までは無い旨連絡するもの
事務連絡	裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の実施について（2.10.1総務局長事務連絡）	不適切事例があったため、実施について再度確認を求めるもの
事務連絡	訴訟事件における聴覚障害のある傍聴人に対する手話通訳者の手配等について（6.6.14総務局長等事務連絡）	最高裁判所大法廷に係属したいわゆる旧優生保護法関連の損害賠償及び国家賠償請求事件の判決言渡期日において、聴覚障害のある傍聴人に対する手話通訳を手配し、その費用を公費で負担する予定となったこと等を連絡するもの
事務連絡	訴訟事件における聴覚障害のある傍聴人に対する手話通訳者の手配に係る予算示達上申手続等について（6.7.29総務局長第一課長等事務連絡）	下級裁判所に係属する事件について、最高裁判所大法廷に係属したいわゆる旧優生保護法関連の損害賠償及び国家賠償請求事件の判決言渡期日と同様の事情があるとして、聴覚障害のある傍聴人に対する手話通訳を手配し、その費用を公費で負担することを検討する場合の予算示達上申手続等を連絡するもの



主な改正点

※ 令和6年4月1日から施行される改正後の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即した上で、行政各省の対応要領や職員アンケートの結果も踏まえて改正しました。

【不当な差別取扱いについて】

- 社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨を明示 ▶ 対応要領の別紙の2
 - ※ 具体的には、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等を指します
- 行政各省の対応要領や、障害者配慮に関する職員アンケートの結果などを踏まえて、不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる具体例を追加 ▶ 対応要領の別紙の4

【合理的配慮について】

- 建設的対話・相互理解の重要性を追記 ▶ 対応要領の別紙の5の(2)
 - ： 社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と共に考えていくためには、建設的対話を通じて、お互いの状況の理解に努めることが重要であること
- 環境の整備に関する記載を追記 ▶ 対応要領の別紙の5の(4)
 - ： 具体的には、合理的配慮を行うための主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等
- 合理的配慮に関する具体例を追加 ▶ 対応要領の別紙の7
 - ： 行政各省の対応要領や、障害者配慮に関する職員アンケートの結果、法曹三者による障害者団体からのヒアリングを通じて得られた知見などを踏まえたもの

「障害者の方々が裁判所を利用しやすくなるための 合理的配慮に関する職員アンケート」の結果等について

- 最高裁判所では、R5.12.14～R6.1.12までの間、「障害者の方々が裁判所を利用しやすくなるための合理的配慮に関する職員アンケート」を実施しました。
- アンケートの回答総数は、837件です。
- 重複する意見や同じ視点からの意見等を整理した上で、アンケート回答の概要について紹介します。
- アンケート回答に現れたアイデアや問題意識について、今後、裁判所としてどのような取り組みを考えているかをお知らせします。

※ 対応要領は、職員以外の裁判所利用者を主眼としたものであるため、アンケート回答に含まれていた障害を有する裁判所職員の勤務環境に関する意見については、対応要領への反映を前提とした分析、検討は行っていません。ただし、最高裁内関係局課においては全ての意見を共有しており、障害者の雇用の促進等に係る施策の参考にされます。

意見の概要 (主なもの)

研修・啓発等

- 現状において職員意識、スキルは高いと思う
- 現状において職員意識、スキルは低いと思う
- 官用の車いすを実際を使用して体験するべき
- 参考資料を充実させたり対応マニュアルを作っしてほしい
- 手話通訳など専門家の講習を受けたい

管理職員・幹部職員に対する要望

- 障害者配慮の施策について勉強不足の管理職員・幹部職員がいる
- 困難な対応や組織的な対応が予定される事案では、危機感を持ち、十分に事情を把握してバックアップしてほしい

庁舎や備品に関すること

- 敷地内や庁舎内に細かい段差がある
- 点字ブロックを増やしたい
- 2階建て以上の庁舎にはエレベーターか昇降機が必要
- 法廷や事件関係室のドアは、スライド式や電動(自動)にできないか
- 法廷や事件関係室に車いす用スペースがあればよい
- 洋式トイレ、多目的トイレが足りない
- 照明が暗い・冷暖房が適切でない
- 執務室にローカウツターを設置すべき
- 駐車場は整備や案内が不十分

補助具に関すること

- 補助具の数などが十分でない
- 性能の良いものに更新すべき
- どの部署にどのような補助具があるかわからない・共有されていない
- コミュニケーションボードが必要
- 事件当事者とはメールでも連絡を取ることができればよい

デジタル技術等によるサービス向上

- ウェブサイトを充実させるべき
- AIを活用した手続案内ツールを作るべき
- ウェブ会議で手続案内ができればよい
- 法廷内のやりとりを字幕表示する

デジタル技術等によらないサービス向上

- 当事者等の動線を予め確保しておく
- 当事者等の状況に応じた法廷(位置や広さ)を使用する
- 傍聴席に優先席を設けることはできないか
- 入退廷時や傍聴中は職員が付き添って解説してほしいか
- 傍聴のしかたを分かりやすく説明したリーフレットを作っほしいか
- 法廷や事件関係室では裁判官もゆっくり、はつきり話す
- 拡声マイクを効果的に使用する
- 日頃から関係する行政機関等と連携してほしい

取組①

合理的配慮に関するアイデアや問題意識のうち、現状の裁判所の人的・物的要素も考慮に入れた上で、裁判所利用者にとって特に有益と思われるものや、職員として特に理解し又は取り組むことが求められる汎用性のあるものについては、今回改正された対応要領に、具体例として盛り込むこととしました。

具体的には

- ・ 予め当事者等の動線を確認する
- ・ 当事者の状況に応じた法廷や事件関係室を使用する
- ・ 意思疎通の手段として絵図や触覚も利用する
- ・ 障害がある証人に事前に尋問順序や所要時間を伝える など

取組②

研修・啓発に関するアイデアや問題意識の中には、裁判所ポータルサイトに掲載している情報の整理や発信の仕方に問題があるとするものも含まれていました。

- ・ 今回の対応要領改正に併せて、ポータルサイトがより見やすいものになるようコンテンツを整理・改修しました。
- ・ R6.4月時点では整理・改修が間に合っていない部分は、今後も継続して検討していきます。

取組③

日常の執務の中で気付いたアイデアや問題意識の中には、各庁・各職場において、現状の態勢でもすぐに実現・改善可能なものも含まれていました。

- ・既存事例集に加えて、今回寄せられたアイデアもポータルサイトに掲載しましたので、執務の参考にしてください。
- ・管理職員・幹部職員は、個別の事例における対応を検討する際など、職員のアイデアを積極的に聞く姿勢を持ち、自らも担当者意識を持って関与してください。

取組④

補助具に関するアイデアや問題意識には、各庁で対応可能なものと、最高裁における検討が必要なものが含まれていました。予算等の手当が必要な場合もあるため、できることから順次進めていきます。

- ・補助具の保管場所や使い方等が十分に共有されていない庁があるようです。職員が容易に情報にアクセスできるように、周知の在り方を工夫していきます。
- ・数や性能が十分でない補助具があるかもしれません。新規購入や更新の要望を適時に述べてもらえるよう、事務担当者等に対する情報提供の在り方を工夫していきます。

取組⑤

デジタル技術等による司法サービスの向上に関するアイデアや問題意識が多数寄せられ、この分野への関心の高さが伺われました。

・裁判所ウェブサイトコンテンツの充実を含めデジタル技術等による司法サービスの向上について、検討を進めていきます。

取組⑥

庁舎の新営や改修、備品の購入に関するアイデアや問題意識は、来庁の目的に関わらない利用しづらさを指摘するもので、非常に重要な意見だと受け止めています。計画的に整備していく必要があり、即時に全てのアイデアを実現するのは難しいのも事実ですが、まずは、必要な情報を取り出すことができる環境を整えることが重要だと考えています。

・まずは、最高裁の関係部署内において、今回出された全ての意見を共有しました。
・施設管理や備品購入に関する職員のニーズとして、各庁の事務担当者にも認識してもらおう必要があることから、これからの意見を更に整理して周知し、各庁の実情と照らし合わせて活用するよう、また将来とも庁内で共有するよう周知する予定です。